

平成18年9月13日

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目3番4号

株式会社 **ビューティ花壇**

代表取締役社長 小 田 敬 史

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年9月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年9月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目12番33号
東京全日空ホテル 地下1階 プリズム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第10期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第10期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）計算書類の承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役4名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会参考書類及び提供書面に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.beauty-kadan.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成17年7月1日から
平成18年6月30日まで〕

1. 会 社 の 現 況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰等不安要因のある中で、米国などの海外景気の持続に支えられて輸出が堅調に推移したことや、国内の設備投資の増加や雇用情勢でも失業率の改善等が進行する等、景気が緩やかな回復基調をたどり、企業収益の改善が見られました。

このような環境下のもと、生花祭壇事業においては、既存支社及び営業所での深耕戦略方針により既存得意先並びに新規取引先での売上拡大を図ってまいりました。また、効率的な売上拡大を目的として平成17年11月に神奈川支社を川崎市川崎区から川崎市宮前区へ移設いたしました。全社的には社員教育の充実、基幹システムの拡充、内部管理体制の強化を重点的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,668,181千円となり、前期比335,501千円（14.4%増）の増収となりました。経常利益につきましては、154,755千円（前期比122.4%増）、当期純利益につきましては、98,823千円（前期比493.9%増）となりました。

事業別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第9期(前事業年度) 平成17年度		第10期(当事業年度) 平成18年度		前事業年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
生花祭壇事業	千円 1,574,401	% 67.5	千円 1,976,735	% 74.1	千円 402,333	% 25.6
生花卸売事業	758,277	32.5	691,445	25.9	△66,831	△8.8
合 計	2,332,679	100.0	2,668,181	100.0	335,501	14.4

＜生花祭壇事業＞

関東地区を中心とした全拠点での順調な受注件数増による売上増、特に平成17年1月に開設いたしました京都支社での大幅な売上増の結果、前期実績を上回りました。

＜生花卸売事業＞

菊を中心とした生花総仕入量は増加いたしました。生花祭壇事業に用いるための自社仕入分の増加が中心となったため、前期実績を下回りました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、131,787千円であり、その主な内訳は、新基幹システム等のソフトウェア85,695千円であります。

③ 資金調達の状況

平成18年6月16日を払込期日として公募により1,200株の時価発行増資（発行価額1株につき213,900円）を実施し、総額256,680千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (平成15年6月期)	第8期 (平成16年6月期)	第9期 (平成17年6月期)	第10期(当事業年度) (平成18年6月期)
売 上 高 (千円)	1,519,037	1,888,910	2,332,679	2,668,181
経 常 利 益 (千円)	9,354	24,131	69,579	154,755
当 期 純 利 益 (千円)	4,702	12,709	16,639	98,823
1株当たり当期純利益 (円)	7,837.49	21,077.70	1,512.64	8,946.55
総 資 産 (千円)	406,418	601,249	904,010	982,322
純 資 産 (千円)	34,748	97,796	114,014	461,818

(注) 1. 当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

2. 第9期において、旧株式1株を新株式10株に株式分割しております。

3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

子会社の昆明美花花卉有限公司は、平成18年4月に清算を完了しております。

② 企業結合の成果

清算に伴う当社負担額については、前事業年度の計算書類に取り込んでおります。

(4) 対処すべき課題

葬儀業界におきましては、近年の高齢化の進展に伴い、死亡者数も増加傾向にあります。しかしながら、近年、近親者のみで行う密葬の増加や、葬儀規模の縮小により、1件当たりの葬儀単価は、低下傾向が見られます。平均寿命が延び、仕事を引退した後の老後の生活が長くなることにより、仕事関係での参列者が年々減ってきていることや、少子高齢化に伴い葬儀費用に対する御葬家の負担も増加していることなどが要因として考えられます。このような理由から、今後葬儀の簡素化が進むことも予想されています。

花き業界におきましては、規制緩和が進み、平成16年6月には「卸売市場法の一部を改正する法律」が施行されました。卸売市場は従来集荷、競り、分荷機能から付加価値をつけて販売する方向で動き出している状況であると認識しております。

このような環境の下、当社は次の事項を重要な課題として捉えております。

- ① 人材確保と技術教育体制の強化
- ② 生花祭壇事業の収益力の向上
- ③ 生花卸売事業の収益力の向上

(5) 主要な事業内容（平成18年6月30日現在）

事業区分	主 な 事 業 内 容
生花祭壇事業	生花祭壇・供花等の販売
生花卸売事業	菊・胡蝶蘭等の生花の販売

(6) 主 要 な 事 業 所 (平成18年 6 月30日現在)

本 社：東京都港区赤坂 2－3－4
東 京 支 社：東京都葛飾区白鳥 4－8－14
熊 本 支 社：熊本県熊本市若葉 3－15－16
神奈川支社：神奈川県川崎市宮前区野川874
福 岡 支 社：福岡県福岡市東区松田 2－9－1
仙 台 支 社：宮城県仙台市宮城野区田子 3－21－45
京 都 支 社：京都府京都市南区吉祥院前田町12－1

(7) 使 用 人 の 状 況 (平成18年 6 月30日現在)

使 用 人 数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平 均 年 齢 (才)	平均勤続年数 (年)
142 (26)	21 (12)	28.5	3.0

(注) 使用人数は就業人員数を表示しており、() には臨時雇用社員の年間平均雇用人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成18年 6 月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	20,000千円

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成18年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,000株
- ② 発行済株式の総数 12,200株
- ③ 株主数 740名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
三 島 美 佐 夫	4,750株	38.9%
小 田 敬 史	2,800	22.9

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成18年6月30日現在）

旧商法に基づいて交付された新株予約権の状況は次のとおりです。

平成18年2月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 90個
(新株予約権1個につき1株)
- ・新株予約権の目的である株式の数 90株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して
出資される財産の価額 1株当たり20,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年9月28日～平成22年9月28日
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。
 - ロ ①の規定にかかわらず、権利を与えられた者が権利行使期間中に死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（権利行使期間中に限る）は、その相続人において新株予約権を行使することができる。
 - ハ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
 - ニ その他の条件については、当社と役員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	90個	90株	1人

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

旧商法に基づいて交付した新株予約権の状況は次のとおりです。

平成18年2月10日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数 510個

（新株予約権1個につき1株）

・新株予約権の目的である株式の数 510株

・新株予約権の払込金額 無償

・新株予約権の行使に際して

出資される財産の価額 1株当たり20,000円

・新株予約権を行使することができる期間

平成19年9月28日～平成22年9月28日

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。

ロ ①の規定にかかわらず、権利を与えられた者が権利行使期間中に死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（権利行使期間中に限る）は、その相続人において新株予約権を行使することができる。

ハ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

ニ その他の条件については、当社と従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	510個	510株	110人

(3) 会社役員の状況（平成18年6月30日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代 表 取 締 役 会 長	三 島 美 佐 夫	
代 表 取 締 役 社 長	小 田 敬 史	
取 締 役	馬 場 崎 修	経営企画室長
取 締 役	高 山 浩 司	管理部長
監 査 役（常 勤）	亀 井 浩 太 郎	
監 査 役	柳 本 信 一 郎	エアチャーターインターナショナル株式会社 副社長

（注）１．監査役 柳本信一郎氏は社外監査役であります。

２．取締役 馬場崎修氏は平成18年8月11日開催の取締役会において、常務取締役に就任しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	4 名	64,350千円	
監 査 役	2 名	2,760千円	
合 計	6 名	67,110千円	

（注）株主総会決議による取締役報酬限度額は年額100,000千円（ただし、使用人分給与を含まない）、監査役報酬限度額は年額5,000千円であります。

貸 借 対 照 表

(平成18年 6 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	632,304	流 動 負 債	278,584
現 金 及 び 預 金	315,826	買 掛 金	60,238
売 掛 金	262,466	一年以内返済予定長期借入金	10,000
商 品	2,431	一年以内償還予定社債	60,000
原 材 料	12,532	未 払 金	60,029
仕 掛 品	323	未 払 法 人 税 等	39,341
貯 蔵 品	16,096	未 払 消 費 税 等	13,244
短 期 貸 付 金	1,790	未 払 費 用	26,989
前 払 費 用	10,516	預 り 金	8,724
繰 延 税 金 資 産	5,409	そ の 他	16
そ の 他	8,163	固 定 負 債	241,918
貸 倒 引 当 金	△ 3,253	社 債	180,000
固 定 資 産	350,018	長 期 借 入 金	10,000
有 形 固 定 資 産	92,538	長 期 未 払 金	51,918
建 物	29,952	負 債 合 計	520,503
構 築 物	300	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	1,933	株 主 資 本	461,818
工 具 器 具 備 品	24,106	資 本 金	208,340
土 地	35,545	資 本 剰 余 金	128,340
建 設 仮 勘 定	700	資 本 準 備 金	128,340
無 形 固 定 資 産	86,327	利 益 剰 余 金	125,138
ソ フ ト ウ ェ ア	85,549	利 益 準 備 金	770
そ の 他	778	そ の 他 利 益 剰 余 金	124,368
投資その他の資産	171,152	繰 越 利 益 剰 余 金	124,368
投 資 有 価 証 券	60,000	純 資 産 合 計	461,818
関 係 会 社 株 式	15,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	982,322
出 資 金	2,034		
関係会社長期貸付金	3,000		
株主、役員又は従業員 に対する長期貸付金	1,251		
差 入 保 証 金	47,011		
長 期 前 払 費 用	3,694		
固 定 化 債 権	50,390		
繰 延 税 金 資 産	4,697		
貸 倒 引 当 金	△ 15,927		
資 産 合 計	982,322		

損 益 計 算 書

〔平成17年 7 月 1 日から〕
〔平成18年 6 月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,668,181
売 上 原 価		2,085,914
売 上 総 利 益		582,266
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		411,600
営 業 利 益		170,666
営 業 外 収 益		4,766
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,404	
そ の 他	2,361	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,797	
社 債 利 息	1,012	
借 入 手 数 料	2,159	
株 式 公 開 費 用	11,861	
そ の 他	845	
経 常 利 益		154,755
特 別 利 益		353
固 定 資 産 売 却 益	353	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	391	
長 期 前 払 費 用 一 括 償 却	2,916	
支 社 移 転 費 用	5,500	
そ の 他	2,029	
税 引 前 当 期 純 利 益		144,270
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	51,453	45,446
法 人 税 等 調 整 額	△ 6,006	
当 期 純 利 益		98,823

株主資本等変動計算書

〔平成17年 7 月 1 日から〕
〔平成18年 6 月 30 日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
平成17年6月30日 残高	80,000	—	—	—	34,014	34,014	114,014	114,014
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	128,340	128,340	128,340				256,680	256,680
剰余金の配当					△ 7,700	△ 7,700	△ 7,700	△ 7,700
利益準備金の積立				770	△ 770	—	—	—
当 期 純 利 益					98,823	98,823	98,823	98,823
事業年度中の変動額合計	128,340	128,340	128,340	770	90,353	91,123	347,803	347,803
平成18年6月30日 残高	208,340	128,340	128,340	770	124,368	125,138	461,818	461,818

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品・原材料 最終仕入原価法
- ② 仕掛品 個別法による原価法
- ③ 貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
- ② 無形固定資産
定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 長期前払費用
定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

- 新株発行費
支出時に全額費用として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

- 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式を採用しております。

(8) 計算書類は、会社法（平成17年法律第86号）、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しております。

(9) 会計方針の変更

① 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

② 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は461,818千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 61,857千円
- (2) 区分表示したもの他、関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
未収収益 19千円
- (3) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- ① 仕入高 14,362千円
- ② 営業取引以外の取引高 36千円
- (2) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	11,000	1,200	—	12,200

(注) 発行済株式数の増加は、平成18年6月16日を払込期日とする普通株式の公募増資による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成17年9月27日開催定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 7,700千円
- ・1株当たり配当金額 700円
- ・基準日 平成17年6月30日
- ・効力発生日 平成17年9月28日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成18年9月28日開催定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	34,160千円
・1株当たり配当額	2,800円
・基準日	平成18年6月30日
・効力発生日	平成18年9月29日

- (3) 事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成18年2月10日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	583個
新株予約権の残高	583個

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

- (1) 繰延税金資産

- ① 流動資産

未払事業税等	4,095千円
貸倒引当金超過額	1,314千円
繰延税金資産小計	5,409千円

- ② 固定資産

貸倒引当金超過額	4,697千円
繰延税金資産合計	10,107千円

- (2) 繰延税金負債

繰延税金負債	一千円
差引：繰延税金資産の純額	10,107千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、車両運搬具及び工具器具備品があります。

(1) 事業年度の末日における取得原価相当額	15,964千円
(2) 事業年度の末日における減価償却累計額相当額	2,802千円
(3) 事業年度の末日における未経過リース料相当額	13,662千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
個人主要株主・役員	三島美佐夫	—	—	当社代表取締役会長	(被所有)直接 38.9	—	—	当社生花仕入債務等に対する債務被保証(※1)	23,399	—	—
								リース契約に関する債務被保証(※2)	373	—	—
個人主要株主・役員	小田敬史	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 22.9	—	—	当社生花仕入債務等に対する債務被保証(※1)	51,525	—	—
								リース契約に関する債務被保証(※2)	9,489	—	—
個人主要株主・役員の近親者	三島東海男 (三島美佐夫の義兄)	熊本県熊本市	—	葬祭業(※3)	(被所有)直接 0.2	—	—	生花祭壇等の販売(※4)	5,597	売掛金	102

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 買掛金28,125千円の仕入債務等は株式会社ないわ花市場及び仙台市中央卸売市場花き部卸売業者仙台生花株式会社並びに株式会社仙花であり、代表取締役社長である小田敬史の債務保証を受けております。株式会社ないわ花市場及び仙台市中央卸売市場花き部卸売業者仙台生花株式会社並びに株式会社仙花以外の仕入債務等23,399千円につきましては、代表取締役会長である三島美佐夫と代表取締役社長である小田敬史により連帯の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
- ※2 リース契約に対して、代表取締役会長である三島美佐夫より373千円及び代表取締役社長である小田敬史より9,489千円の連帯保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
- ※3 個人商店(屋号:三島葬祭)として、葬祭業を営んでおります。
- ※4 生花祭壇等の販売については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連会社	青島麗人花 園芸有限公 司	中国 山東省 青島市	15,000	生花の 栽培・ 輸出	(所有) 直接 25.0	兼任 2人	生花の 輸入	生花の輸入(※1)	14,362	買掛金	—
								資金の貸付(※2)	8,000	長期貸 付金	3,000
								利息の受取(※2)	36	その他 の流動 資産	19

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 生花の輸入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

※2 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率2%に設定しております。また、担保の受入はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 37,853円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8,946円55銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成18年8月24日開催の取締役会において、龍巖人本服務股份有限公司との共同出資による合共会社「美麗花壇服務股份有限公司」を設立することを決議いたしました。

概略は次のとおりであります。

(1) 新会社の概要

- | | |
|--------|---|
| ① 商号 | 美麗花壇服務股份有限公司 |
| ② 事業内容 | 生花祭壇の企画提案・作成・設営 |
| ③ 資本金 | NT\$ 30,000,000 (当社の出資割合は50%を予定しております。) |

- (2) 事業開始時期 2006年11月予定

10. その他の注記

(外形標準課税制度の適用)

平成18年6月19日に公募増資を実施し資本金が増加したことにより、当事業年度から外形標準課税制度を適用しております。これに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号 平成16年2月13日)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費は4,414千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役会及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役会及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿等の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成18年8月23日

株 式 会 社 ビ ュ ー テ ィ 花 壇

常勤監査役 亀井 浩太郎 印

監 査 役 柳本 信一郎 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第10期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）計算書類の承認の件

本議案の内容は、提供書面（9頁から16頁まで）に記載のとおりであります。取締役会及び監査役全員は第10期計算書類が、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて経営基盤強化のための内部留保の充実にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第10期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当2,400円に上場記念配当400円を加え合計金2,800円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は34,160,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年9月29日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の目的及び理由

「会社法」（平成17年法律第86号）並びに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- (1) 定款に定めがあるとみなされた事項として、変更案第4条（機関）及び変更案第7条（株券の発行）を新設し、現行定款第7条（名義書換代理人）の変更を行うものであります。（変更案第10条）

- (2) 公告方法について、効果的かつ効率的な情報開示方法である電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条を変更するものであります。なお、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものといたします。（変更案第5条）
- (3) 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、変更案第8条（自己の株式の取得）を新設するものであります。
- (4) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります。（変更案第14条）
- (5) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主の皆様へ周知を図るため、現行定款第12条（議決権の代理行使）の変更を行うものであります。（変更案第16条）
- (6) 取締役会の機動的な運営を図るため、書面又は電磁的記録による決議が認められたことに伴い、変更案第26条（決議の方法）第2項を新設するものであります。
- (7) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、変更案第25条第1項（取締役の責任免除）及び変更案第32条第1項（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (8) 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第25条第2項（取締役の責任免除）及び変更案第32条第2項（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (9) 変更案第25条の新設にあたっては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- (10) その他全般にわたり、会社法の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除及び条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社ビューティ花壇と称する。英文表示はBeauty Kadan Co., Ltd. とする。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 生花の栽培及び販売 2. 冠婚葬祭用の供花、物品の販売及びリース 3. 不動産の賃貸、管理 4. 生花及び関連商品の輸出入業 5. フラワースクールの運営及びそれらの受託ならびに技術指導 6. 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区におく。 (新 設) (公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 生花の栽培及び販売 2. 冠婚葬祭用の供花、物品の販売及びリース 3. 不動産の賃貸、管理 4. 生花及び関連商品の輸出入業 5. フラワースクールの運営及びそれらの受託並びに技術指導 6. 前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 44,000株とする。 (新 設) (新 設) (基準日) 第 6 条 当社は、毎年 6 月 30 日の最終の 株式名簿に記載又は記録された議 決権を有する株主をもって、その 決算期の定時株主総会において権 利を行使すべき株主とする。 ② 前項のほか、必要があるときは、 取締役会の決議によりあらかじめ 公告して、一定の日現在の株主名 簿に記載又は記録された議決権を 有する株主をもって、その権利を 行使することができる株主とす る。 (名義書換代理人) 第 7 条 当社は、株式及び端株につき名 義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人及びその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって 選定し、これを公告する。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 44,000株とする。 (株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行 する。 (自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第165条第 2 項 の規定により、取締役会の決議に よって市場取引等により自己の株 式を取得することができる。 (基準日) 第 9 条 当社は、毎年 6 月 30 日の最終の 株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下、同じ。)に記載又は記録さ れた議決権を有する株主(実質株 主を含む。以下、同じ。)をもっ て、その事業年度に関する定時株 主総会において権利を行使するこ とができる株主とする。 ② 前項のほか、必要があるときは、 取締役会の決議によりあらかじめ 公告して、一定の日の最終の株主 名簿に記載又は記録された株主又 は登録株式質権者をもって、その 権利を行使することができる株主 又は登録株式質権者とすることが できる。 (株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置 く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって 選定し、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
③ 当会社の株式名簿、端株原簿及び株式喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u> (株式取扱規程) 第8条 当会社の株券の種類並びに株式の<u>名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料</u>は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3章 株 主 総 会 (招集の時期) 第9条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に召集</u>し、臨時株主総会は、必要があるとき随時これを招集する。 (召集権者及び議長) 第10条 株主総会は、法令に別段定めある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づいて、取締役社長が召集し、その議長となる。</u> ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	③ 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (株式取扱規程) 第11条 当会社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3章 株 主 総 会 (招集の時期) 第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に召集</u>し、臨時株主総会は、必要があるとき随時これを招集する。 (召集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段定めある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が召集し、その議長となる。</u> ② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (決議の方法) 第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 ② 商法343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。 (議決権の代理行使) 第12条 株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第13条 株主総会の議事は、議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに記名押印して本店にこれを備えおく。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (議事録) 第17条 株主総会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、本店にこれを備えおく。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第14条 当会社の取締役は<u>3名以上</u>とする。 (選任方法) 第15条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任 期) 第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (取締役会の招集及び議長) 第17条 取締役会は社長がこれを招集し、その議長となる。 ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第18条 当会社の取締役は、<u>6名以内</u>とする。 (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ (現行どおり) (任 期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> ② 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。 (代表取締役及び役付取締役) 第18条 取締役会の決議を<u>もって</u>、取締役の中から、代表取締役1名を<u>選任</u>し、これを社長とする。また、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>おく</u>ことができる。 ② 社長は、当会社を代表する。 ③ 社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を<u>定める</u>ことができる。 (新 設) (取締役の報酬) 第19条 取締役の報酬は株主総会の決議によりこれを定める。 (新 設)	③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各<u>取締役及び各監査役</u>に対して発するものとする。ただし、<u>取締役及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役1名を<u>選定</u>し、これを社長とする。また、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。 ② (現行どおり) ③ 社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を<u>選定</u>することができる。 (取締役会規程) 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会で定める取締役会規程による。</u> (取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として取締役が当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(業務執行)</u> 第20条 社長は当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。 (決議の方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で行う。 (新 設) (議事録) 第22条 取締役会の議事は、議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに記名押印して本店にこれを備えおく。 <u>(相談役及び顧問)</u> 第23条 取締役会の決議により相談役及び顧問をおくことができる。 第 5 章 監 査 役 (員 数) 第24条 当会社の監査役は<u>1名以上</u>とする。	② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 (削 除) (決議の方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。 ② 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 (議事録) 第27条 取締役会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して本店にこれを備えおく。 (削 除) 第 5 章 監 査 役 (員 数) 第28条 当会社の監査役は、<u>4名以内</u>とする。

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第25条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 (任 期) 第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (監査役の報酬) 第27条 監査役の報酬は株主総会の決議によりこれを定める。 (新 設)	(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役の報酬等) 第31条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除)
	第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第28条 当会社の<u>営業年度は、毎年7月1日から6月30日までの年1期とし、毎年6月30日を決算期とする。</u> (利益配当金) 第29条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u> (中間配当金) 第30条 <u>中間配当金は、12月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払うことができる。</u> (配当金の除斥期間等) 第31条 <u>利益配当金（及び中間配当金）は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。</u> ② <u>未払いの利益配当金</u>には、利息をつけない。	第6章 計 算 (事業年度) 第33条 当会社の<u>事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</u> (期末配当金) 第34条 <u>当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</u> (中間配当金) 第35条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払う。</u> (配当金の除斥期間等) 第36条 <u>期末配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。</u> ② <u>未払いの期末配当金及び中間配当金</u>には、利息をつけない。

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役三島美佐夫、小田敬史、馬場崎修、高山浩司の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況 (当社における地位及び担当)	所有する当社の株式の数
1	三 島 美 佐 夫 (昭和24年7月17日生)	昭和48年4月 株式会社日比谷花壇入社 昭和49年5月 ビューティ花壇創業 平成3年12月 有限会社三樹設立 代表取締役社長就任 平成5年7月 有限会社三樹を株式会社へ 組織変更 平成9年1月 有限会社ビューティ花壇設立 代表取締役社長就任 平成12年6月 株式会社へ組織変更 代表取締役社長就任 平成15年8月 当社代表取締役会長就任 (現任)	4,750株
2	小 田 敬 史 (昭和36年5月23日生)	平成3年12月 有限会社三樹設立 取締役就任 平成8年12月 ビューティ花壇入社 (当社前身) 平成9年1月 有限会社ビューティ花壇 専務取締役就任 平成12年6月 株式会社ビューティ花壇 専務取締役就任 平成15年8月 当社代表取締役社長就任 (現任)	2,800株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況 (当社における地位及び担当)	所有する当社の株式の数
3	馬場 崎 修 (昭和26年11月9日生)	平成5年4月 株式会社第一興商入社 平成6年1月 星商事株式会社入社 平成8年8月 同社常務取締役就任 平成13年12月 株式会社廣瀬商会入社 平成15年4月 当社入社 平成15年6月 取締役就任 管理部長 平成17年6月 取締役 経営企画室長 平成18年8月 常務取締役就任 経営企画室長 (現任)	620株
4	高 山 浩 司 (昭和43年10月2日生)	平成3年4月 株式会社精工舎（現 セイコークロック株式会社）入社 平成10年4月 株式会社廣瀬商会入社 平成15年9月 当社入社 平成17年6月 管理部長就任 平成18年4月 取締役就任 管理部長 (現任)	37株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成15年9月25日開催の第7期定時株主総会において、各営業年度につき総額1億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び職責に応じた競争力のある報酬体系とする必要性等の諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を総額2億円以内と改めさせていただきますと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、現状どおり取締役は4名となります。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成15年9月25日開催の第7期定時株主総会において、各営業年度につき総額500万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、今後の監査役の増員や監査体制の強化を勘案いたしまして、監査役の報酬額を総額2,000万円以内と改めさせていただきますと存じます。

なお、現在の監査役は2名であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区赤坂一丁目12番33号
東京全日空ホテル 地下1階 プリズム



最寄駅 東京メトロ 銀座線・南北線 溜池山王駅

(最寄改札口・最寄出口／溜池交差点方面改札口・13番出口)

※ 溜池交差点方面改札口から13番出口まで徒歩約7分、
13番出口から会場まで徒歩約3分。